

大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向に転じた場合の患者の早期発見及び日常生活や経済社会活動における感染リスクの引き下げを目的とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく知事の受検要請に応じる者又は飲食、イベント、旅行（帰省を含む。）等の活動において、陰性の検査結果が求められている者に無料で検査を実施する体制を整備するため、予算の定めるところにより、第3条に定める補助対象事業者が行う検体採取ブースや受付の設置等の初期投資に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき無料検査事業を行うため、必要な体制を整備する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、実施要領に基づき、府より「新型コロナ検査実施事業者」の登録を受けている者とする。

(補助基準額及び補助対象経費)

第4条 補助基準額及び補助対象経費は、別表第1欄及び第2欄に掲げるとおりとする。

(補助対象外経費)

第5条 次に掲げる費用は、補助対象外とする。

- (1) 土地の取得に要する費用
- (2) 建物の新築・増改築等にかかる費用
- (3) 貸付金・保証金
- (4) 検査機器及び付帯する備品の購入、据付にかかる費用
- (5) 無料検査事業を実施するための運営費用（人件費、光熱水費及び抗原簡易キットや検査試薬等の購入にかかる経費等）
- (6) その他無料検査事業の実施にかかる体制整備として相当と認められない費用
- (7) 既に本事業による補助を受けた事業所の体制整備に係る費用。ただし、令和3年度にリース料、システム利用料、レンタル料の交付を受け、令和4年度以降も引き続き同一の費用が発生する場合を除く。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と補助事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項による申請は、知事が定める日までに、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、申請することができる。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 要件確認申立書(様式第1号の2)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第1号の3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(経費配分の軽微な変更等)

第8条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の配分変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減額を伴う事業内容の変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、申請することができる。

- (1) 経費配分(内容)変更承認申請書(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出することにより、申請することができる。

(規則第6条第2項の規定による条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

(6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(7) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 7 条の規定による通知を受領した日から起算して 10 日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して 30 日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該報告をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、報告することができる。

- (1) 実績報告書（様式第 5 号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 12 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(取得財産の処分制限)

第 13 条 規則第 19 条第 4 号の規定により知事が定める財産の種類は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に準ずるものとする。

(検査)

第 14 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ、補助事業者はこれに応じ、報告、関係書類等の提出若しくは職員への開示又は質問への回答等を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金に関する手続き等において不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(3) その他規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、補助事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。
- 3 知事は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則第 17 条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。
- 5 知事は、補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 16 条 知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金交付要領第 14 条の規定は、令和 3 年 12 月 17 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 6 月 8 日から施行し、改正後の大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金交付要領第 5 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

別表

1 補助基準額	2 補助対象経費
知事が必要と認めた額	無料検査事業の実施にかかる体制整備に必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗需用費（消耗品費） ・ 役務費 ・ 使用料及び賃借料（備品やシステムを対象とするものに限る） ・ 工事費又は工事請負費 ・ 備品購入費 ・ 委託料（前記の内容に限る）